

## 「生命共済制度」 自家給付制度

この自家給付制度は、久留米商工会議所独自の給付制度で、運営費の一部でまかなわれているものです。

1. 制度発足 平成2年5月1日  
 ①改定 平成15年5月1日  
 ・病气入院見舞金 20日以上⇒10日以上  
 ・傷害通院見舞金発足  
 ②改定 平成17年5月1日  
 ・満了祝品発足  
 ③改定 平成22年5月1日  
 ・対象期間 前年度5月1日⇒3年度前5月1日

### 2. 制度内容

病气入院見舞金	加入者本人が、加入後12ヶ月を超えて疾病により <b>10日以上</b> 入院した場合 (同一疾病の場合は保険期間に1回限りとする)
傷害通院見舞金	加入者本人が、加入後12ヶ月を超えて傷害により <b>5日以上</b> 通院した場合 (同一傷害の場合は保険期間に1回限りとする)
結婚祝金	加入者本人が、加入後12ヶ月を超えて結婚した場合
出産祝金	加入者またはその配偶者が、加入後12ヶ月を超えて出産した場合
成人祝品	加入者本人が、加入後12ヶ月を超えて成人を迎える場合
満了祝品	加入者でその年の70歳満了該当者全員

### 3. 支給金額・基準日

制度内容	支給金額	基準日
病气入院見舞金	1口あたり 一律 5,000円	入院初日
傷害通院見舞金	1口あたり 一律 5,000円	通院初日
結婚祝金	1口あたり 一律 5,000円	入籍日
出産祝金	1口あたり 一律 5,000円	出産日
成人祝品	記念品 (5,000円相当×口数)	その年の該当者
満了祝品	記念品	その年の該当者

※ただし、基準日の口数が1年以上継続していることとする。

4. 対象期間 3年度前5月1日～現在

### 5. 提出書類

制度内容	提出書類
病气入院見舞金	①請求書、②入院証明書(コピー可)や報告書または入院期間が分かるもの(領収書等)
傷害通院見舞金	①請求書、②事故状況報告書・医師による診断書(コピー可)または通院日がわかるもの(領収書等)
結婚祝金	①請求書、②戸籍抄本もしくは入籍したことを証明できるもの
出産祝金	①請求書、②戸籍抄本または母子手帳(コピー可)
成人祝品	必要なし
満了祝品	必要なし